

個人会員

入会申込書

公益社団法人九州北部小型船安全協会会長 殿

フリガナ 氏名	印
郵便番号	〒
住所	
電話番号 (携帯番号)	
メールアドレス	(パソコン) (携帯)
船名	
船検番号	

貴協会の趣旨に賛同し、個人会員として入会を申し込みます。

なお、入会の上は、貴協会の定款及び諸規定を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

誓約書

私（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）は、九州北部小型船安全協会に入会するにあたり、現在及び将来にわたって下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴協会において必要と判断した場合には、提出した当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の各号のいずれかに該当する反社会的勢力であること。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係企業
 - (2) 総会屋等、社会運動・政治活動標ぼうゴロ
 - (3) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
 - (4) その他前各号に準ずる者
 - (5) 次のいずれかに該当する関係にあるもの
 - ① 前各号に掲げる者が自社の経営を支配していると認められること
 - ② 前各号に掲げる者が自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③ 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 2 自ら又は第三者を利用し、次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 貴協会活動に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の活動を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

以上

年 月 日

署名（個人、法人又は団体の代表者）